

埼玉県地域整備事業の事業用借地権の賃料の口座振替による 収納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地域整備事業の事業用借地権の賃料（以下「賃料」という。）の口座振替による収納手続について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、事業用借地権を設定し、賃料を納付している者のうち、口座振替による収納事務を取り扱う金融機関に預金口座を有し、賃料を口座振替の方法により納入することを希望する者で、かつ、当該金融機関の承諾を得た者（以下「納入者」という。）とする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替による収納事務を取り扱う金融機関は、株式会社埼玉りそな銀行及び株式会社武蔵野銀行（以下「取扱金融機関」という。）とする。

なお、口座振替による収納事務を統轄するため、埼玉りそな銀行県庁支店及び武蔵野銀行県庁前支店を統轄店（以下「統轄店」という。）とする。

(指定預金口座)

第4条 口座振替による収納手続を行う口座は、納入者名義の当座預金口座又は普通預金口座のうち、納入者が指定した1口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

(申込手続)

第5条 納入者は、口座振替依頼書（別記様式第1号。以下「依頼書」という。）及び口座振替納付届（埼玉県公営企業財務規程様式第33号。以下「納付届」という。）を口座振替を開始する月の前月5日までに取扱金融機関に提出し、確認を得るものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により確認した場合は、納付届に銀行受付日及び承諾印を押した上、統轄店に送付する。

3 統轄店は送付された納付届を取りまとめて、毎月18日までに埼玉県企業局総務課長（以下「収入徴収権者」という。）に提出する。

4 収入徴収権者は、毎月18日（休日の場合は翌営業日）までに統轄店から提出された納付届について、原則として翌月から口座振替の収納手続ができるように事務処理を行うものとする。

(振替日)

第6条 振替日は、毎月25日とする。ただし、振替日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日以後、最も近い取扱金融機関の営業日を振替日とする。

(納付手続)

第7条 口座振替による納付の方法は、口座振替納入通知情報によるものとし、埼玉県企業局と取扱金融機関が協議して定めるものとする。

1 口座振替納入通知情報の送信

収入徴収権者は、納付届に基づき、毎月必要な事項を記録した口座振替納入通知情報を作成し、振替日の4営業日前までに取扱金融機関に送信する。

2 収納

取扱金融機関は、振替日に納入者の指定預金口座から口座振替納入通知情報に記録されている金額を引き落とし、埼玉県企業局が指定する口座に入金し、賃料の収納を行うとともに、振替日の2営業日後までに収納済通知情報（以下「振替結果データ」という。）を企業出納員が確認できるようにする。

3 振替不能分の取扱い

(1) 取扱金融機関は、振替日に振替不能のものがあるときは、振替日の2営業日後までに振替不能の理由を表示した振替不能情報を企業出納員が確認できるようにする。

(2) 収入徴収権者は、振替結果データにより振替不能を確認した場合は、その旨を納入者に通知するとともに、当該賃料が速やかに納入されるよう適切な処置を講ずるものとする。

(口座振替収納通知書)

第8条 収入徴収権者は、振替結果データにより納入を確認したときは、当該納入者に対して、口座振替収納通知書（別記様式第2号）を送付する。

ただし、納入者から申し出があった場合は、口座振替収納通知書の送付を省略することができる。

(口座振替の解除)

第9条 納入者が口座振替契約を解除する場合は、口座振替解除届（別記様式第3号）を解除しようとする月の前月5日までに取扱金融機関に提出する。

2 取扱金融機関は、納入者から口座振替解除届を受理したときは、口座振替解除通知書（別記様式第4号）により毎月18日までに収入徴収権者に通知し、取扱金融機関及び収入徴収権者は、原則翌月から口座振替の解除ができるように事務処理を行うものとする。

(取扱手数料)

第10条 取扱手数料は、別に定めるものとする。

2 統轄店は、毎会計年度終了後当該会計年度内に振替処理を行ったものについて、口座振替納付取扱手数料計算書（別記様式第5号）を作成する。

3 統轄店は、口座振替納付取扱手数料請求書（別記様式第6号）に、口座振替納付取扱手数料計算書を添えて、当該会計年度終了後4月10日までに当該取扱手数料を収入徴収権者に請求する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日以降に納期の到来する賃料の収納事務から適用する。